

第 7　教育・スポーツ部門

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
公立小中学校・義務教育学校	小中学校、義務教育学校校舎新增築事業（公立学校施設整備費国庫負担金）	市町村	教室不足を解消するための校舎の新築又は増築事業（買取その他これに準ずる方法による取得を含む、以下公立小中学校等施設について同じ。）	（国直） 補助対象事業費の1/2 (離島の場合 は5.5/10)		学校教育施設等整備事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)	<資格面積> 「学級数に応ずる必要面積」－「当該学校の保有面積」 =「資格面積」 <教室不足> ①普通教室の数、②普通教室の総面積、③特別教室の数、④特別教室の総面積、⑤多目的教室の総面積、⑥多目的教室及び少人数授業用教室の総面積のいずれかが文部科学大臣が定める基準に達していない場合の状態をいう。 <学級数の算定日> 新增築を行う年度の5月1日で算定する。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目	財務施設課
公立小中学校・義務教育学校	小中学校、義務教育学校屋内運動場新增築事業（公立学校施設整備費国庫負担金）	市町村	屋内運動場の新築又は増築事業	（国直） 補助対象事業費の1/2 (離島の場合 は5.5/10)		学校教育施設等整備事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)	<資格面積> 「学級数に応ずる必要面積」－「当該学校の保有面積」 =「資格面積」 <学級数の算定日> 新增築を行う年度の5月1日で算定する。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目	財務施設課
公立小中学校・義務教育学校	小中学校、義務教育学校統合校舎等の新增築事業（公立学校施設整備費国庫負担金）	市町村	小中学校等を適正な規模にすることに伴って必要となり、又は統合したことによって必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築事業	（国直） <校舎> 補助対象事業費の1/2 (離島、過疎の場合 は5.5/10) <屋内運動場> 補助対象事業費の1/2 (過疎の場合 は5.5/10)		学校教育施設等整備事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)	<資格面積> 「学級数に応ずる必要面積」－「統合学校の保有面積」 =「資格面積」 校舎、屋内運動場ごとに計算する。 <学級数の算定日> ①統合を行う年度に新增築を行う場合 ・4月1日以降5月1日までに統合を行う場合・・・5月1日 ・5月2日以降翌年の3月31日までに統合を行う場合 ・・・統合日 ②統合を行う年度前3年度内に新增築を行う場合 ・4月1日以降5月1日までに統合を行う場合 ・・・統合を行う年度の5月1日 ・5月2日以降翌年の3月31日までに統合を行う場合 ・・・統合日 学校統合が条例等で定められたものに限り、統合予定年度の3年度前から整備することができる。 ※ 統合後やむを得ない理由等があり学校建物の新增築が遅れた場合でも、あらかじめ協議を行い文部科学大臣が必要と認めたものについては統合事業とすることができます（おもむね6年程度）。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目	財務施設課
公立小中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期）	学びの多様化学校又は夜間中学の用に供する既存施設の改修事業（学校施設環境改善交付金）	市町村	学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）及び夜間中学の設置や狭隘化した施設の教育環境の改善等事業	（国直） 補助対象事業費の1/2		学校教育施設等整備事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)	<工事内容> ア. 余裕教室や廃校等の既存施設を学びの多様化学校や夜間中学の用に供するように改修し、不登校児童生徒の学習環境等を改善する工事 ・学びの多様化学校や夜間中学として利用するために必要な改修工事 ・不登校児童生徒の学習環境等の改善を図る改修工事 イ. 学びの多様化学校や夜間中学を設置することなどに伴い必要な工事 ・教室の改修と併せて行う、屋内運動場の改修工事 <交付金算定対象の範囲（施設整備計画における工事費）> ・1校あたり400万円以上の事業が対象 ※ 2箇年以上の工事については、施設整備計画に計上している工事全体の実工事費に対して適用	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課
公立小中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期）・特別支援学校	空調設備整備事業（空調設備整備臨時特例交付金）	市町村	避難所となる学校体育館等への空調整備事業	（国直） 補助対象事業の1/2		学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<工事内容> ・冷暖房設備の設置工事（工事を伴う新設） ・冷暖房設備の設置と併せて実施する断熱性確保のための工事 ・上記に伴う関連工事 ※冷暖房設備の設置工事には移設によるものを含む。 ※資産が形成されないリース契約による空調設置は対象外。 ※関連工事は以下のとおり。 ・配管の新設工事 ・キューピクルの設置・更新など電源確保のための工事 ・床下、壁、屋根等の断熱・遮熱化工事に伴う内外装の撤去・再設置・更新工事 ・建具の改修工事 等 <交付金算定対象の範囲（施設整備計画における工事費）> 上限額は7,000万円、下限額は400万円	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
公立小中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期)・特別支援学校・幼稚園(幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を除く。)	構造上危険な状態にある建物の改築事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	構造上危険な状態にある建物の改築事業	(国直) 補助対象事業費の1/3 (小中・義務・中等(前期)の過疎地域の場合は5.5/10、小中・義務・中等(前期)・特支(小中)の離島の場合は5.5/10、学校施設以外の公共施設との複合化・集約化を図る場合は1/2)	学校教育施設等整備事業<充当率>90% (財対債15%を含む) ※義務教育諸学校が対象	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)	<p><資格面積></p> <p>$\boxed{\text{学級数に応ずる必要面積}} - \boxed{\text{当該学校の保有面積のうち危険でない部分の面積}} = \boxed{\text{危険改築の補助資格面積 = 要改築面積}}$</p> <p>○原則として面積の取扱いについては、国庫負担金事業の面積の取扱いに準ずる。</p> <p><構造上危険な状態にある建物> 建物の骨組みが危険な状態にある建物をいう。この危険な状態の度合いは耐力度で表示し、耐力度は構造耐力、健全度及び立地条件について耐力度調査票により測定する。耐力度調査を行った結果、耐力度点数(10,000点満点)が次の点数以下になった建物を構造上危険な状態にある建物という。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造・・・5,500点 ・鉄筋コンクリート造、鉄骨造、補強コンクリートブロック造等・・・4,500点 <p>※ 耐力度の特例あり。(詳細は公立学校施設整備事務ハンドブック参照)</p>	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課	
	不適格改築事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	教育を行うのに著しく不適当な事情のある建物の改築事業	(国直) 補助対象事業費の1/3 (小中・義務・中等(前期)の過疎地域の場合は5.5/10、小中・義務・中等(前期)・特支(小中)の離島の場合は5.5/10、学校施設以外の公共施設との複合化・集約化を図る場合は1/2)	学校教育施設等整備事業<充当率>90% (財対債15%を含む) ※義務教育諸学校が対象	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)	<p><不適格改築の対象となる建物></p> <ul style="list-style-type: none"> ①耐震力不足建物の条件を満たすもの ②全面改築の条件を満たすもの ③適正配置の条件を満たすもの ④津波浸水想定区域内にある建物で移転又は高層化が必要と認められるもの <p>○原則として面積の取扱いについては、国庫負担金事業の面積の取扱いに準ずる。</p>	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課	
	津波移転改築事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域における集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる建物の高台への移転改築事業	(国直) 補助対象事業費の1/2	学校教育施設等整備事業<充当率>90% (財対債15%を含む) ※義務教育諸学校(特別支援学校を除く)が対象	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)	<p><要改築面積></p> <p>学級数等に応ずる必要面積又は保有面積のいずれか少ない方の面積</p> <p><対象要件></p> <p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に記載された事業に限る。</p>	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課	

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明				根拠法令等	摘要
公立小中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期)・特別支援学校・幼稚園	地震防災対策事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地震特法)」で規定する「地震対策緊急整備事業計画」に計上された改築または補強事業、あるいは「地震防災対策特別措置法(地震特措法)」で規定する「地震防災緊急事業五箇年計画」に計上された改築または補強事業	〔国直〕 補助率は施設の区分により異なる。(説明欄参照)	地震財特法の規定に基づく事業及び地震特措法の規定に基づく事業	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入(財対債は50%)	学校教育施設等整備事業<充当率>90% (財対債15%を含む)	<施設別補助率>				義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	財務施設課

〔国直〕

補助率は
施設の区
分により
異なる。
(説明欄
参照)

地震財特法の規定に基づく事業及び
地震特措法の規定に基づく事業

元利償還
金の70%
を基準財
政需要額
に算入
(財対債
は50%)

学校教育
施設等整
備事業
<充当率>
90%
(財対債
15%を含
む)

水泳プー
ル(屋外)
学校教育
施設等整
備事業
<充当率>
90%
(財対債
15%を含
む)

※義務教
育諸学校
が対象

<施設別補助率>

区分	原則	算定割合の特例	
		地震財特法	地震特措法
小学校	校舎	1/3	1/2 (※3)
中学校	校舎	1/3	—
義務教育学校	校舎	1/3	1/2 (※3)
中等教育学校の前期課程	校舎	1/3	1/2 (※1)
	屋内運動場、寄宿舎	1/3	—
	校舎	1/3	2/3
	屋内運動場	1/3	2/3
	寄宿舎	1/3	—
特別支援学校(幼・小・中)	校舎、屋内運動場、寄宿舎	1/3	—
幼稚園(※4)	校舎、屋内運動場、寄宿舎	1/3	—
特別支援学校(高)	校舎	1/3	—
	補強	1/3	—
	校舎、屋内運動場、寄宿舎	2/3	—
	校舎	1/3	—
	屋内運動場	1/3	—
	寄宿舎	1/3	—
净水型水泳プール	校舎	1/3	—
	屋内運動場	—	1/2

※1 非木造のものに限る。また、昭和53年度から昭和55年度までの各年度の財政力指数を合算したものの1/3の数値が0.50以下の設置者が設置するもの又は地震による倒壊の危険性が高いものとして文部科学大臣の定める基準(Is値0.3未満又はq値0.5未満)に該当するものにあっては2/3。

※2 非木造のものに限る。

※3 地震による倒壊の危険性が高いもののうち、コンクリート強度が10.0N/mm²未満であるもの。もしくは、やむを得ない理由により補強が困難であると文部科学大臣が認める場合の改築に限る。

※4 幼稚園型認定こども園を除く。

<地震改築事業(地震特法)>

① 事業要件

「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」参照

② 資格面積

「構造上危険な状態にある建物の改築事業」参照

<不適格改築事業(地震特措法)>

① 事業要件

地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される不適格改築事業のうち、以下に該当するもの。

- Is値0.3未満又はq値0.5未満(CTU・SD値(終局時累積強度指標※構造物の層)の終局限界における累積強度指標値)0.15未満)の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物のうち、コンクリート強度が10.0N/mm²未満であるもの。

- Is値0.3未満又はq値0.5未満(CTU・SD値0.15未満)の非木造建物及びIw値(木造建物の構造耐震指標)0.7未満の木造建物のうち、技術上補強を行うことが困難であると文部科学大臣が認める場合(「公立学校建物の耐震診断実施要領に基づく耐震診断方法の適用等について(通知)」)。

※ 国庫補助率が嵩上げとなる改築要件は、別途通知(「地震防災対策特別措置法の規定により、国庫補助率が嵩上げとなる改築要件」)参照

② 資格面積

「不適格改築事業」参照

<耐震補強事業>

① 事業要件

- Is値0.7未満又はq値1.0未満(CTU・SD値0.3未満)の鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物

- Is値がおおむね1.0以下で、かつ、補強を必要とする特別な理由のある建物

- 上記以外の非木造建物で、文部科学大臣が認めるもの(公的機関の確認を受けること。)

- Iw値1.1未満の木造建物
なお、非木造建物については、補強後の当該建物に係るIs値が0.7を超え、かつq値が1.0を超えること。木造建物については、補強後の当該建物のIw値が1.1を超えること。又は当該補強によってこれらと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

② 工事内容

耐震性能判定表に明記された、学校建物の耐震性能向上を趣旨とした工事

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要									
公立小中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期)・特別支援学校・幼稚園	長寿命化改良事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	<p><長寿命化事業> 構造体の劣化対策を要する建築後40年以上経過した建物の長寿命化を図る事業</p> <p><予防改修事業> 建築後20年以上40年未満であるもの又は長寿命化改良後20年以上経過した建物について、長寿命化を図る前提として実施する外部改修工事及びその他長寿命化に資する工事を図る事業</p>	<p>(国直) 補助対象事業の1/3</p> <p>(長寿命化事業は、学校施設以外の公共施設との複合化・集約化を図る場合は1/2)</p> <p>(長寿命化事業、予防改修事業とともに、特別支援学校の教室(普通教室及び特別教室)不足解消のために行われる場合は1/2)</p>			<p>元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 (財対債15%を含む)</p> <p>※義務教育諸学校(特別支援学校を除く)が対象</p>	<p><対象となる建物(長寿命化事業)> 次の条件を全て満たす建物が対象 ① 建築後40年以上経過したもの。 ② 今後30年以上使用する予定のもの。 ③ 構造体の劣化状況等について調査を行い、その結果、下記の「工事内容」に示す工事を要すると学校設置者が判断するもの。 また、コンクリート強度や不同沈下量、校地環境の安全性等の観点から、長期的に使うことが適切と学校設置者が判断するもの。</p> <p><工事内容(長寿命化事業)> 【必ず実施する工事】 ・水道、電気、ガス管等のライフラインの更新 ・鉄筋コンクリート造及びコンクリートブロック造の場合、少なくとも以下のa～cのうちいずれか1つ以上の工事 a コンクリート中の中性化対策 b 鉄筋の腐食対策 c 鉄筋のかぶり厚さの確保 ・鉄骨造の場合、少なくとも、以下のa、bのうちいずれかの工事 a 鉄骨の腐食対策 b 接合部の破損の補修 ・木造の場合、構造体の腐朽対策(土台、柱、梁等)</p> <p>【原則として実施する工事】 ・耐久性に優れた材料等への取り替え(劣化に強い塗装・防水材等の使用) ・維持管理や設備更新の容易性の確保 ・少人数指導など多様な学習内容・学習形態による活動が可能となる環境の提供 ・断熱、二重サッシ、日射遮蔽等の省エネルギー対策</p> <p><対象となる建物(予防改修事業)> 次の条件を全て満たす建物が対象 ① 建築後20年以上40年未満であるもの又は長寿命化改良後20年以上経過したもの。 ② 個別施設計画毎の長寿命化計画(個別施設計画)に基づくもの。</p> <p><工事内容(予防改修事業)> 建物の長寿命化を図るための予防的な外部改修工事及びその他長寿命化に資する工事を対象とする。</p> <p>【必ず実施する工事】 ・屋上の防水層の全面的な改修 ・躯体の長寿命化を目的とした外壁改修</p> <p>【その他長寿命化に資する工事】 ・躯体のひび割れ、脆弱部分の補修 ・外壁の目地部分や建具周りのシーリング材の更新 ・外部建具の更新 ・その他付帯設備の更新・改修(水道、電気、ガス管等のライフラインの更新)等</p> <p><交付金算定対象の範囲(施設整備計画における工事費)></p> <p>① 長寿命化事業 1校あたり7,000万円以上の事業が対象(小規模校(建物区分ごとに面積が800m²以下)1,000万円、幼稚園400万円)。</p> <p>② 予防改修事業 1校あたり3,000万円以上の事業が対象(小規模校1,000万円、幼稚園400万円)。上限額は1億円。</p> <p>※①・②の下限額においては、施設整備計画に計上している工事全体の実工事費に対して学校単位で適用し、②の上限額は単年度ごと、建物区分ごとに適用</p>	<p>義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律</p> <p>公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目</p> <p>学校施設環境改善交付金交付要綱</p>	財務施設課									
	屋外教育環境の整備に関する事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	屋外教育環境施設の整備事業	(国直) 補助対象事業費の1/3				<p><対象校、対象施設></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象校</th> <th>事業名称</th> <th>整備事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校 中学校 義務教育学校 特別支援学校 中等教育学校(前期課程)</td> <td>屋外教育環境(グラウンド)</td> <td>グラウンド(芝張り、植栽のための立木、暗渠雨水、その他) ※芝張りは天然芝。人工芝は間わない。</td> </tr> <tr> <td>幼稚園(幼稚園認定こども園を除く)</td> <td>屋外運動広場(木登りの森、相撲の芝生、冒険の丘、アスレチックコース、花のトンネル、プレイコート)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※グラウンド整備と一体で行う遊具や防球ネット等の新設・更新は国庫補助対象である。 ※競活動のみで使用するテニスコート等の整備については対象外とする。 ※土地の造成に係る費用は対象外とする。</p> <p><交付金算定対象の範囲(施設整備計画における工事費)> 1校あたり1,000万円以上の事業が対象、上限額は6,000万円</p>	対象校	事業名称	整備事例	小学校 中学校 義務教育学校 特別支援学校 中等教育学校(前期課程)	屋外教育環境(グラウンド)	グラウンド(芝張り、植栽のための立木、暗渠雨水、その他) ※芝張りは天然芝。人工芝は間わない。	幼稚園(幼稚園認定こども園を除く)	屋外運動広場(木登りの森、相撲の芝生、冒険の丘、アスレチックコース、花のトンネル、プレイコート)		<p>義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律</p> <p>公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目</p> <p>学校施設環境改善交付金交付要綱</p>	財務施設課
対象校	事業名称	整備事例																	
小学校 中学校 義務教育学校 特別支援学校 中等教育学校(前期課程)	屋外教育環境(グラウンド)	グラウンド(芝張り、植栽のための立木、暗渠雨水、その他) ※芝張りは天然芝。人工芝は間わない。																	
幼稚園(幼稚園認定こども園を除く)	屋外運動広場(木登りの森、相撲の芝生、冒険の丘、アスレチックコース、花のトンネル、プレイコート)																		

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
公立小中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期）・特別支援学校・幼稚園	大規模改 造事業 (学校施設 環境改善 交付金)	市町村	教育環境や生活様式の変化に伴う改装等の大規模改造に係る事業	○国直 補助対象事業費の 1/3 (財政力 指数が 1.0を超 える設置 者の場合 は2/7) (空調設 置工事の うち、屋 内運動場 への空調 新設工事 の場合は 1/2、 バリアフ リー化等 施設整備 工事のう ち、整備 を行う学 校の保有 面積が 2,000 m ² 以上の場 合は1/2、 特別防犯 対策施設 整備工事 は1/2)	元利償還 金の70% を基準財 政需要額 に算入 (財対債 は50%) 学校教育 施設等整 備事業 <充当率> 90% (財対債 15%を含 む) ----- その他工 事（義務 教育諸学 校） 学校教育 施設等整 備事業 <充当率> 75%	バリアフ リー化等 施設整備 工事 (義務教 育諸学校 (特別支 援学校を 除く)) 元利償還 金の30% を基準財 政需要額 に算入	元利償還 金の70% を基準財 政需要額 に算入	<事業概要> ① 大規模改造（教育内容） ・教育内容・方法の多様化等に適合させるための内部改造工事 ・内部環境改善を図る改造工事 ・譲渡を受けた施設等を学校施設に改造する工事 ② 大規模改造（トイレ） ・トイレ環境を改善するため、全体的に改修を行う工事 ③ 法令等に適合させるための工事 ・法令又は条例に合致していない既存学校施設等を関係法令等に適合させるための工事 ④ スプリンクラーの設置 ・特別支援学校の寄宿舎におけるスプリンクラーの設置に要する工事及びその関連工事 ⑤ 空調設置工事 ・児童・生徒及び教職員等が使用するすべての部屋（普通教室や屋内運動場及び学校給食施設を含む。）を対象とし、その冷暖房設備の設置（工事を伴う新設・更新）に要する経費及びキューピカルの設置・更新などその関連工事 ・空調移設工事 ⑥ バリアフリー化等施設整備工事 ・障害のある児童生徒等の学習環境を改善する工事 ・地域コミュニティの拠点として学校を整備する上で、施設のバリアフリー化のために必要と認められる工事（エレベーター、自動ドア、スロープ、バリアフリートイレ等） ⑦ 防犯対策施設整備工事 ・防災対策の観点から必要となる工事 ⑧ 特別防犯対策施設整備工事 ・不審者の学校侵入防止対策の強化のために緊急に行う、防犯対策の観点から必要となる工事 <交付金算定対象の範囲（施設整備計画における工事費）> 上限額は、バリアフリー化等施設整備工事は2億円、特別防犯対策施設整備工事は1,000万円、これ以外の事業は7,000万円とする。 また、上限額については単年度ごと、建物区分ごとに適用し、下限額は工事全体の施設整備計画に計上している実工事費に対して適用する。 なお、それぞれの補助メニューの下限額は学校単位ごとに上回つていれば、補助対象とする。	義務教育諸 学校等の施 設費の国庫 負担等に関 する法律 公立学校施 設費国庫負 担金等に関 する関係法 令等の運用 細目 学校施設環 境改善交付 金交付要綱	財務施 設課 保健体 育課

区分	小学校、中学校 義務教育学校及び 中等教育学校 (前期課程)	特別支援学校 (幼稚・小中・高等部) (市町村立を含む。)	幼稚園 (※2)
工事種別	下限額	下限額	下限額
教育方法等			
トイレ改修	400万円		400万円
達成済			
スプリンクラー	対象外		対象外
空調設置			
バリアフリー化等施設整備	400万円		400万円
防犯対策			
特別防犯対策	100万円	100万円	100万円

※1 大規模改造（補強）については「地震防災対策事業」に記載

※2 幼稚園型認定こども園を除く。

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																	
公立小中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園	公害防止事業（学校施設環境改善交付金）	市町村	公害（環境基本法第2条第3項の公害をいう。）の被害校の建物で教育環境上著しく不適当なものへの改築及び、二重窓、換気装置その他の公害防止事業	（国直） 補助対象事業費の1/3 (小中・義務・中等(前期)・特支(視覚又は聴覚の小中)の離島5.5/10))	学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%			<p><事業概要></p> <p>① 騒音 ・採択範囲：「学校環境衛生基準」の判定基準に適合しない教室が対象</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">教室内の騒音レベル</td> <td rowspan="2">工事種別</td> </tr> <tr> <td>窓を閉めている時</td> <td>窓を開けている時</td> </tr> <tr> <td>60dB < LAeq</td> <td>65dB < LAeq</td> <td>改築、改造、併行及び移転</td> </tr> <tr> <td>50dB < LAeq ≤ 60dB</td> <td>55dB < LAeq ≤ 65dB</td> <td>改道及び併行</td> </tr> </table> <p>注1 改築：構造上危険な状態にある木造の施設を鉄筋コンクリート造の施設に改築する工事 2 改造：既存の施設の一部を模様替える工事 3 併行：施設の新築又は増築等の工事に併せて行う工事 4 移転：施設を移転する工事 ※改築及び併行工事には、二重窓、壁遮音、天井吸音及び空気調和設備等の騒音防止工事が含まれる。</p> <p>② 大気汚染 ・採択範囲：大気汚染の状況が次の環境基準に適合しない地域に在る学校建物とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 二酸化硫黄 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ、1時間値が0.10ppm以下 b 一酸化炭素 1時間値の1日平均値が10ppm以下、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下 c 浮遊粒子状物質 1時間値の1日平均値が0.10mg/n³以下、かつ、1時間値が0.20mg/n³以下 d 二酸化窒素 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下のゾーン内、又はそれ以下 e 光化学オキシダント 1時間値が0.06ppm以下 <p>・大気汚染に係る防止工事を行う大気汚染の程度及び工事種別は次のとおり</p> <table border="1"> <tr> <td>汚染程度</td> <td>工事種別</td> </tr> <tr> <td>重度汚染</td> <td>改築、改造、併行及び移転</td> </tr> <tr> <td>軽度汚染</td> <td>改道及び併行</td> </tr> </table> <p>注1 重度汚染：採択範囲における2以上の汚染物質の基準に該当する場合及び高濃度の汚染状況にあるもの。 2 軽度汚染：採択範囲において、注1以外のもの。 3 改築、改造、併行、移転の定義は、騒音に同じ。 ※改築及び併行工事には、気密建具、空気清浄機及び空気調和設備等の防止工事が含まれる。</p>	教室内の騒音レベル		工事種別	窓を閉めている時	窓を開けている時	60dB < LAeq	65dB < LAeq	改築、改造、併行及び移転	50dB < LAeq ≤ 60dB	55dB < LAeq ≤ 65dB	改道及び併行	汚染程度	工事種別	重度汚染	改築、改造、併行及び移転	軽度汚染	改道及び併行	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課
教室内の騒音レベル		工事種別																									
窓を閉めている時	窓を開けている時																										
60dB < LAeq	65dB < LAeq	改築、改造、併行及び移転																									
50dB < LAeq ≤ 60dB	55dB < LAeq ≤ 65dB	改道及び併行																									
汚染程度	工事種別																										
重度汚染	改築、改造、併行及び移転																										
軽度汚染	改道及び併行																										
	防災機能の強化に関する事業（学校施設環境改善交付金）	市町村	防災機能を強化するための施設整備事業	（国直） 補助対象事業費の1/3	学校教育施設等整備事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)		<p><整備内容></p> <p>① 建築非構造部材の耐震対策工事 ② 児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事 ③ 屋外防災施設 ④ 自家発電設備の整備 ⑤ その他防災機能強化に資する工事 ※ 高等学校及び中等教育学校の後期課程は③のみ対象</p> <p><交付金算定対象の範囲（施設整備計画における工事費）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1校あたり400万円以上、上限額は2億円（過去急増市町村にあっては3億円） ・自家発電設備の整備については、下限額は設置者単位で「200万円×設置校数」。ただし、1校500万円が上限 <p>※ 上限額は单年度ごと、下限額は施設整備計画に計上している工事全体の実工事費に対して適用</p>	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課																	

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要	
公立小中学校・義務教育学校	学校統合に伴う既存施設の改修事業（学校施設環境改善交付金）	市町村	小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとする又は統合したことにより実施する既存の校舎又は屋内運動場の改修事業	国直 補助対象事業費の1/2 (校舎・屋内運動場の過疎、校舎の離島 5.5/10)		学校教育施設等整備事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)	<p>＜事業概要＞</p> <p>① 老朽建物の長寿命化を図るために必要な工事を行う事業（長寿命化改良事業） ② 建物全体の改修工事を行う事業（長寿命化改良事業を除く） ③ 既存施設を統合校舎等として使用するために必要な改修工事を行う事業</p> <p>a 学校統合に伴い、既存施設を統合校舎等として使用するために必要な改修工事 b 義務教育学校の設置に係る学校統合に伴い、既存施設を統合校舎等として使用するために建物に接続する施設（吹き抜けの渡り廊下等）を新設するためには必要な工事 ただし、当該施設については建物以外の工作物に該当するものに限る c 義務教育学校の設置に係る学校統合に伴い、教育を効果的に実施するために必要となる異学年交流スペースを既存施設に新設するためには必要な内部改造工事</p> <p>＜交付金算定対象の範囲（施設整備計画における工事費）＞</p> <p>① 上記①に該当する事業 a 長寿命化事業 1校あたり7,000万円以上の事業が対象（小規模校（建物区分ごとに面積が800m²以下）1,000万円） b 予防改修事業 1校あたり3,000万円以上の事業が対象（小規模校1,000万円）。上限額は1億円。 ② 上記②に該当する事業 1校あたり7,000万円以上の事業が対象（小規模校1,000万円） 上限額は2億円（過去急増市町村にあっては3億円） ③ 上記③に該当する事業 1校あたり400万円以上の事業が対象。上限額は2億円（過去急増市町村にあっては3億円）。</p> <p>※ 2箇年以上の工事に係る上限額は単年度ごと、建物区分ごとに適用し、下限額については、施設整備計画に計上している工事全体の実工事費に対して学校単位で適用</p>	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 ¹ 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課	
へき地学校等の寄宿舎、教職員住宅及び集会室の新增築事業（学校施設環境改善交付金）	へき地教職員住宅、へき地集会室及びへき地寄宿舎の新增築事業	市町村	へき地教職員住宅、へき地集会室及びへき地寄宿舎の新增築事業	国直 補助対象事業費の1/2 (離島、過疎(統合) 5.5/10)		学校教育施設等整備事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)	<p>＜資格面積＞</p> <p>① へき地教職員住宅 整備棟（戸）に係る実施面積 又は 80m²/戸×国庫補助対象戸数（不足戸数）</p> <p>② へき地集会室 学級数に応ずる屋内運動場の必要面積 - 当該学校の屋内運動場（へき地集会室）の保有面積 = 整備資格面積</p> <p>③ へき地寄宿舎 1人当たり基準面積 × 収容する予定の児童生徒数 - 保有面積 = 資格面積</p>	のいずれか小（共有部分を除く。） (整備にあたっては、原則常帶用、1戸あたり40m ² 以上とする。)	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 ¹ 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課
公立小中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・共同調理場・スポーツ施設・社会体育施設	太陽光発電等の整備に関する事業（学校施設環境改善交付金）	市町村	太陽光発電、風力発電、太陽熱利用設備又は蓄電池の整備事業	国直 補助対象事業費の1/2		学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%。		<p>＜整備内容＞</p> <p>① 太陽光発電等を設置するために必要な工事一式 ② 蓄電池（単独で整備する場合には、太陽光発電設置校に限る。） ③ 地中熱利用設備、雪氷熱利用設備、小水力発電設備を設置するためには必要な工事一式（ZEB Ready以上を既に達成している学校もしくは改築事業や長寿命化事業を実施することでの将来的にZEB Ready以上を達成する学校に限る）</p> <p>＜交付金算定対象の範囲（施設整備計画における工事費）＞</p> <p>各学校等で400万円以上</p> <p>※ 蓄電池については、1,000万円が上限 なお、上限額については単年度ごと、下限額については施設整備計画に計上している工事全体の実工事費に対して適用</p>	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 ¹ 学校施設環境改善交付金交付要綱 地方債同意等基準運用要項別紙2 1(1)ウ・2(1)	財務施設課 保健体育課 競技・施設課	

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
公立学校施設	部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金	市町村	休日における地域スポーツクラブ活動の実施にあたり必要な学校施設の環境整備に対する補助	（国直） 補助対象事業費の 1/3	学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%			<対象学校種> 公立の中学校 (義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校的中学部を含む。) <算定割合> 1/3 <工事内容> ・ 動線整備・セキュリティ強化工事 休日の地域スポーツクラブ活動で施設を利用する者のための動線を確保するための整備に要する経費とする。 a. 学校外から施設やグラウンド等に入るための門や通路の新設に要する経費 b. 地域スポーツクラブ活動で利用する部屋（更衣室、便所等）と教室を分けるための扉の設置に要する経費 c. 地域スポーツクラブ活動で利用するエリアに係る警備操作器の導入に要する経費 ・ 出入口整備工事 休日の地域スポーツクラブ活動で施設を利用する際に利便性を向上させるための出入口の整備に要する経費とする。 a. スマートロックの設置に伴う扉の設置・改修工事費 b. 当該事業と一体不可分となる附帯工事 ・ 用具庫整備工事 休日の地域スポーツクラブ活動で必要な用具を保管するための用具庫の設置・改修に要する経費とする。 a. 学校の敷地内に倉庫を新設する際に要する経費（仮設は対象外。） b. 学校の敷地内にある既存の倉庫を、地域スポーツクラブ活動で使用するための改修に要する経費 <補助対象となる工事費の上限額、下限額> 上限額：学校単位で400万円 下限額：学校単位で100万円、設置者単位で400万円 ※ 学校単位で100万円を超えている場合でも、設置者単位で400万円に満たない場合は申請できない。	部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金交付手綱	保健体育課
特別支援学校	特別支援学校の建物の整備事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	特別支援学校の建物の整備事業	（国直） <新增築事業> 補助対象事業費の 1/2 <廃校・余裕教室等改修事業> 補助対象事業費の 1/2	幼・高等部の新增築及び廃校・余裕教室等改修事業 学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%			① 新増築事業 小・中学部の新増築事業については、公立学校施設整備費負担金、幼・高等部については、学校施設環境改善交付金により措置 <資格面積> 原則として面積の取扱いについては、国庫負担金事業の面積の取扱いに準ずる。 ※ 必要面積 運用細目第4-6 参照	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目	財務施設課
幼稚園	幼稚園の園舎の新築事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	幼稚園（幼稚園認定こども園を除く。）の園舎の新築及び増築事業	（国直） 補助対象事業費の 1/3	学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%			<資格面積> 「当該幼稚園の学級数に応ずる必要面積※」 - 「保有面積」 = 「資格面積」 ※ 必要面積 運用細目第4-1 参照	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付手綱	財務施設課

施設名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																																																						
学校給食施設整備事業（学校施設環境改善交付金）	市町村	<p>公立の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設の整備に関する新・増築、改築事業</p> <p>但し、算定期合について、へき地の特例あり</p> <p>へき地算定期合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>財政力指数</th> <th>算定期合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.2未満</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.4未満</td> <td>5.5/10</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.5未満</td> <td>5.5/10</td> </tr> <tr> <td>0.2未満</td> <td>5.5/10</td> </tr> <tr> <td>改築事業</td> <td>0.2以上0.4未満</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.5未満</td> <td>5/10</td> </tr> </tbody> </table>	財政力指数	算定期合	0.2未満	2/3	0.2以上0.4未満	5.5/10	0.4以上0.5未満	5.5/10	0.2未満	5.5/10	改築事業	0.2以上0.4未満	0.4以上0.5未満	5/10	<p>（国直）</p> <p>＜新・増築＞</p> <p>補助対象事業費の90%（財対債15%を含む）</p> <p>＜改築＞</p> <p>補助対象事業費の1/3</p>			学校教育施設等整備事業 ＜充当率＞90%（財対債15%を含む）	<p>財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入</p> <p>＜対象施設基準＞</p> <p>ア 独立校調理場 (ア) 調理場施設等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童等の数</th> <th>基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200人以下</td> <td>170m²</td> </tr> <tr> <td>201人～400人</td> <td>213m²</td> </tr> <tr> <td>401人～600人</td> <td>266m²</td> </tr> <tr> <td>601人～900人</td> <td>319m²</td> </tr> <tr> <td>901人～1,200人</td> <td>361m²</td> </tr> <tr> <td>1,201人～1,500人</td> <td>383m²</td> </tr> <tr> <td>1,501人以上</td> <td>406m²に1,501人を超える300人ごとに22m²を加えた面積</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ）附帯施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象品目</th> <th>児童等の数</th> <th>基準金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かま、上流し、下流し、調理台、食器洗浄機等合計19品目</td> <td>200人以下</td> <td>5,190,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>201人～400人</td> <td>6,480,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>401人～600人</td> <td>8,400,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>601人～900人</td> <td>9,750,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>901人～1,200人</td> <td>11,220,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,201人～1,500人</td> <td>12,420,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,501人以上</td> <td>13,650,000円に1,501人を超える300人ごとに1,200,000円を加えた額</td> </tr> </tbody> </table>	児童等の数	基準面積	200人以下	170m ²	201人～400人	213m ²	401人～600人	266m ²	601人～900人	319m ²	901人～1,200人	361m ²	1,201人～1,500人	383m ²	1,501人以上	406m ² に1,501人を超える300人ごとに22m ² を加えた面積	対象品目	児童等の数	基準金額	かま、上流し、下流し、調理台、食器洗浄機等合計19品目	200人以下	5,190,000円		201人～400人	6,480,000円		401人～600人	8,400,000円		601人～900人	9,750,000円		901人～1,200人	11,220,000円		1,201人～1,500人	12,420,000円		1,501人以上	13,650,000円に1,501人を超える300人ごとに1,200,000円を加えた額	<p>義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律</p> <p>公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目</p> <p>学校施設環境改善交付金交付要綱</p>	保健体育課
財政力指数	算定期合																																																														
0.2未満	2/3																																																														
0.2以上0.4未満	5.5/10																																																														
0.4以上0.5未満	5.5/10																																																														
0.2未満	5.5/10																																																														
改築事業	0.2以上0.4未満																																																														
0.4以上0.5未満	5/10																																																														
児童等の数	基準面積																																																														
200人以下	170m ²																																																														
201人～400人	213m ²																																																														
401人～600人	266m ²																																																														
601人～900人	319m ²																																																														
901人～1,200人	361m ²																																																														
1,201人～1,500人	383m ²																																																														
1,501人以上	406m ² に1,501人を超える300人ごとに22m ² を加えた面積																																																														
対象品目	児童等の数	基準金額																																																													
かま、上流し、下流し、調理台、食器洗浄機等合計19品目	200人以下	5,190,000円																																																													
	201人～400人	6,480,000円																																																													
	401人～600人	8,400,000円																																																													
	601人～900人	9,750,000円																																																													
	901人～1,200人	11,220,000円																																																													
	1,201人～1,500人	12,420,000円																																																													
	1,501人以上	13,650,000円に1,501人を超える300人ごとに1,200,000円を加えた額																																																													

上記（ア）（イ）の他に、食品貯蔵施設（へき地の学校に限る。）、炊飯給食施設、附帯施設（炊飯給食施設）、アレルギー対策室に対する基準面積、基準金額あり。

イ 共同調理場

（ア）共同調理場

児童等の数	基準面積
500人以下	374m ²
501人～1,000人	465m ²
1,001人～2,000人	884m ²
2,001人～3,000人	1,288m ²
3,001人～4,000人	1,679m ²
4,001人～5,000人	1,925m ²
5,001人～6,000人	2,195m ²
6,001人～7,000人	2,480m ²
7,001人以上	2,802m ² に7,001人を超える1,000人ごとに285m ² を加えた面積

（イ）附帯施設

対象品目	児童等の数	基準金額
かま、上流し、下流し、調理台、食器洗浄機等合計19品目	500人以下	9,900,000円
	501人～1,000人	13,800,000円
	1,001人～2,000人	19,800,000円
	2,001人～3,000人	35,700,000円
	3,001人～4,000人	48,300,000円
	4,001人～5,000人	60,600,000円
	5,001人～6,000人	72,300,000円
	6,001人～7,000人	84,000,000円
	7,001人以上	95,700,000円に7,001人を超える1,000人ごとに11,700,000円を加えた額

上記（ア）（イ）の他に厨芥処理機、自家発電機、廃水処理施設、炊飯給食施設、附帯施設（炊飯給食施設）、アレルギー対策室に対する基準面積、基準金額あり。

＜補助対象事業費＞

ア 基準面積・建築単価により算出

$$\boxed{\text{基準面積}} \times \boxed{\text{建築単価}} + \boxed{\text{附帯施設基準金額}}$$

*基準面積：単独校調理場、共同調理場の基準面積

*建築単価 年度ごとに別途定められる。

イ 実工事費により算出

$$\boxed{\text{本体施設の対象内実工事費}} + \boxed{\text{附帯施設の対象内実工事費}}$$

ア、イともに新たな学校給食施設の整備に当たり既存の学校給食施設の解体撤去を併せて実施する場合は解体撤去費も計上できる。

アとの金額を比較し、金額が低い方に算定期合を掛け、交付金額を算出する。

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
学校体育施設	学校水泳プール(屋外)新改築事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	義務教育諸学校の屋外水泳プールを新築又は改築する事業	○国直 補助対象事業費の1/3 (地震特措法第4条規定の適用のある浄水型水泳プールは1/2)		学校教育施設等整備事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 (地震特措法第4条規定の適用がある場合) 元利償還金50%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)	<交付要件> ① 義務教育諸学校の屋外水泳プール(一般型・浄水型)を新築又は改築する事業であること。 ② プール本体、これに附属する室及び浄化装置(浄水型の場合)を備えていること。 <補助対象事業費> 補助対象事業費=水面積※1×建築単価※2 ただし、対象内実工事費※3<(水面積×建築単価)の場合は、 補助対象事業費=対象内実工事費 ※1 水面積の上限は400 m ² ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 本工事費及び附帯工事費	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課
	学校水泳プール上屋新改築事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	義務教育諸学校の水泳プール上屋を新築又は改築する事業	○国直 補助対象事業費の1/3 (財政力指数が1.00を超える指定都市の場合は1/3×1/(財政力指数))		学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%		<交付要件> ① 利用期間の延長等、効率的利用を図るための上屋の新築又は改築であること。 ② 主要構造部分が鉄骨構造又はこれと同等以上の耐用年数を有する構造のものであること。 <補助対象事業費> 補助対象事業費=上屋内面積※1×建築単価※2 ただし、対象内実工事費※3<(上屋内面積×建築単価)の場合は、 補助対象事業費=対象内実工事費 ※1 上屋内面積の上限は600 m ² ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 本工事費及び附帯工事費	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課
	学校水泳プール(屋内)新改築事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	義務教育諸学校の屋内水泳プールを新築又は改築する事業	○国直 補助対象事業費の1/3 (地震特措法第4条規定の適用のある浄水型水泳プールの場合は1/2)		学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%		<交付要件> ① 義務教育諸学校の屋内水泳プール(一般型・浄水型)を新築又は改築する事業であること。 ② 年間を通じて利用できるよう設計されたものであること。 ③ プール本体、これに附属する室及び浄化装置(浄水型の場合)を備えていること。 <補助対象事業費> 補助対象事業費=水面積※1×建築単価※2 ただし、対象内実工事費※3<(水面積×建築単価)の場合は、 補助対象事業費=対象内実工事費 ※1 水面積の上限は400 m ² ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 本工事費及び附帯工事費	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課
	学校水泳プール耐震補強事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	義務教育諸学校の既設水泳プールの耐震補強を行う事業	○国直 補助対象事業費の1/3		学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%		<交付要件> 給排水管等の震災処理、設備機器の固定、水槽のFRP、ステンレス化等を行うもので、補助対象事業費が600万円以上であること。 <補助対象事業費> 補助対象事業費=対象内実工事費 補助対象事業費の1/3を定額とし補助する。	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
学校体育施設	中学校武道場新改築事業（学校施設環境改善交付金）	市町村	公立の中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）又は特別支援学校中学部の武道場を新築又は改築する事業	（国直） 補助対象事業費の1/3 (財政力指数が1.00を超える指定都市の場合は1/3×1/(財政力指数)ただし、弓道場を除く)	学校教育施設等整備事業 <充当率>90% (財対債15%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<p><交付要件></p> <p>① 武道を行う室及びこれに附属する室を備えていること。 武道を行う室のみを整備する場合は、原則として対象外とする ② 弓道場は、補助対象事業費が600万円以上であること。</p> <p><補助対象事業費></p> <p>① 柔剣道場、柔道場、剣道場、相撲場、なぎなた場、その他武道場 補助対象事業費=床面積※1×建築単価※2 ただし、対象内実工事費※3<(床面積×建築単価)の場合、補助対象事業費=対象内実工事費</p> <p>※1 床面積の上限は以下のとおり ・柔剣道場・・・450m² ・柔道場、相撲場及びその他武道場・・・250m² ・剣道場、長刀場、銃剣道場・・・300m²</p> <p>※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価</p> <p>※3 本工事費及び附帯工事費</p> <p>② 弓道場 補助対象事業費=対象内実工事費 補助対象事業費の1/3を定額とし補助する</p>	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課	
スポーツ施設（社会体育施設）	地域スイミングセンター新改築事業（学校施設環境改善交付金）	市町村	屋内又は屋外の水泳プール（一般型・浄水型）を新築又は改築する事業	（国直） 補助対象事業費の1/2又は1/3 (地震防災対策特別措置法第4条の規定の適用を受ける浄水型水泳プールについては1/2) (他の公共施設との複合化・集約化を行う場合は1/2)	学校教育施設等整備事業 <充当率>75%		<p><交付要件></p> <p>1 一般の利用に供するための地域スイミングセンターを新築又は改築する事業であること。 2 次に掲げる整備要件を満たすことである。</p> <p>(1) 屋内スイミングセンター ア 一般型 屋内温水プールで、水泳プール本体及びこれに附属する室を備えている建物であること。 イ 浄水型 屋内温水プールで、水泳プール本体及びこれに附属する室に加え、災害時にプール水を飲料水等に活用できる浄化装置を備えている建物であること。</p> <p>(2) 屋外スイミングセンター 浄水型 水泳プール本体及びこれに附属する室に加え、災害時にプール水を飲料水等に活用できる浄化装置を備えていること。</p> <p>3 整備する水泳プールの水面積は200m²以上であること。</p> <p><補助対象事業費></p> <p>補助対象事業費=水面積※1×建築単価※2（プール分）+床面積※3×建築単価（付属室分）</p> <p>ただし、対象内実工事費※4<(水面積×建築単価)+(床面積×建築単価)の場合は、補助対象事業費=対象内実工事費</p> <p>※1 水面積の上限は600m² ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 床面積の上限は100m² ※4 本工事費及び附帯工事費</p>	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課	
	地域水泳プール新改築事業（学校施設環境改善交付金）	市町村	屋内又は屋外の水泳プール（浄水型）を新築又は改築する事業	（国直） 補助対象事業費の1/2	学校教育施設等整備事業 <充当率>75%		<p><交付要件></p> <p>1 地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、一般の利用に供するための屋内又は屋外の浄水型水泳プールを新築又は改築する事業であること。 2 水泳プール本体、これに附属する室に加え、災害時にプール水を飲料水等に活用できる浄化装置を備えていること。 3 屋内水泳プールは年間を通じて利用できる屋内温水プールであること。</p> <p><補助対象事業費></p> <p>補助対象事業費=水面積※1×建築単価※2 ただし、対象内実工事費※3<(水面積×建築単価)の場合は、補助対象事業費=対象内実工事費</p> <p>※1 水面積の上限は以下のとおり ・屋内水泳プール・・・600m² ・屋外水泳プール・・・400m²</p> <p>※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価</p> <p>※3 本工事費及び附帯工事費</p>	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課	

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
スポーツ施設 (社会体育施設)	地域スポーツセンター新改築事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	屋内総合スポーツ施設を新築又は改築し、あるいは改修する事業	○国直 補助対象事業費の1/3 (他の公共施設との複合化・集約化を行う場合は1/2)	学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%			<p><交付要件></p> <p>1 一般の利用に供するための地域スポーツセンターを新築又は改築し、あるいは改修する事業であること。</p> <p>2 整備後の床面積は2,000 m²以上であること。</p> <p>3 競技をするために必要な室及びこれに附属する室を備えていること。</p> <p>4 改造事業については社会体育施設整備費補助金又は公立学校等施設整備費補助金の交付を受けて建築後20年以上を経過した。床面積が1,500 m²以上の体育館であること。また、地域スポーツセンターとして新たな機能を付加する改造を行いうものであり、交付対象経費（実工事費から交付対象外経費を除外した額）が6,000万円以上であること。</p> <p><補助対象事業費></p> <p>1 新築又は改築 補助対象事業費=床面積※1×建築単価※2 ただし、対象内実工事費※3<(床面積×建築単価)の場合、補助対象事業費=対象内実工事費 ※1 床面積の上限は4,000 m² ただしスポーツ科学研究スペースもしくは宿泊スペースの機能を付加する施設及び高齢者、障害者に配慮された施設は6,000 m² ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 本工事費及び附帯工事費</p> <p>2 改造 補助対象事業費=対象内実工事費 補助対象事業費の1/3を定額とし補助する。</p>	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課
	地域屋外スポーツセンター新改築事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	照明施設及びクラブハウスを備えた多目的屋外運動場を新築又は改築する事業	○国直 補助対象事業費の1/3 (他の公共施設との複合化・集約化を行う場合は1/2)	学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%			<p><交付要件></p> <p>1 一般の利用に供するための地域屋外スポーツセンターを新築又は改築する事業であること。</p> <p>2 照明施設及びクラブハウスを備えている屋外運動場であること。</p> <p>3 屋外運動場は、陸上競技場、球技場（野球場及びコートを除く）又は多目的運動場とし、グラウンドの面積が5,000 m²以上であること。</p> <p>4 照明施設は、被照明面積に対し、二辺以上の方向から照明され、地面上における平均照度が200ルックス以上であること。</p> <p>5 クラブハウスは、更衣室、シャワー室、便所、用具室等を備えていること。</p> <p><補助対象事業費></p> <p>補助対象事業費=整備面積※1×建築単価※2 ただし、対象内実工事費※3<(整備面積×建築単価)の場合、補助対象事業費=対象内実工事費 ※1 整備面積の上限は以下のとおり ・屋外運動場・・・・グラウンド面積10,000 m² ・照明施設・・・・被照明面積10,000 m² ・クラブハウス・・・床面積330 m² ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 本工事費及び附帯工事費</p>	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課
	地域武道センター新改築事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	武道場を新築又は改築する事業	○国直 補助対象事業費の1/3 (他の公共施設との複合化・集約化を行う場合は1/2)	学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%			<p><交付要件></p> <p>1 一般の利用に供するための地域武道センターを新築又は改築する事業であること。</p> <p>2 武道を行う室及びこれに附属する室（管理室、談話室、トレーニング室、更衣室、便所及び用具室等）を備えていること。</p> <p>3 整備する武道場（弓道場を除く）の床面積が550 m²以上であること。</p> <p><補助対象事業費></p> <p>① 柔剣道場 補助対象事業費=床面積※1×建築単価※2 ただし、対象内実工事費※3<(床面積×建築単価)の場合、補助対象事業費=対象内実工事費 ※1 床面積の上限は2,100 m² ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 本工事費及び附帯工事費</p> <p>② 弓道場 補助対象事業費=対象内実工事費 補助対象事業費の1/3を定額とし補助する。</p>	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
スポーツ施設 (社会体育施設)	社会体育施設耐震化事業(構造体の耐震化) (学校施設環境改善交付金)	市町村	耐震診断の結果、一定の耐震性能が確保されていない社会体育施設の耐震化を行う事業	○国直 補助対象事業費の1/3	学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%			<p><交付要件></p> <p>1 耐震診断の結果、次のいずれかに該当したものについて、耐震化を行う事業であること。</p> <p>(1) Is 値が 0.7 未満又は q 値が 1.0 未満 (CTU・SD 値が 0.3 未満) の鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物</p> <p>(2) Is 値がおおむね 1.0 以下で、かつ、補強を必要とする特別な理由のある建物</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)以外の非木造建物で、文部科学大臣が認めるもの（この場合、公的機関の確認を受けること。）</p> <p>(4) Iw 値 1.1 未満の木造建物</p> <p>2 非木造建物については、補強後の当該建物に係る Is 値が 0.7 を超え、かつ q 値が 1.0 を超えること。</p> <p>3 木造建物については、補強後の当該建物の Iw 値が 1.1 を超えること。</p> <p>4 上記 2 又は 3 により難い場合は、当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られることが認定されること。</p> <p><補助対象事業費></p> <p>補助対象事業費=補強を要する建物面積×建築単価※1</p> <p>ただし、対象内実工事費※2 <(補強を要する建物面積×建築単価)> の場合は、補助対象事業費=対象内実工事費</p> <p>補助対象事業費の上限は 1 施設あたり 2 億円とする。</p> <p>※1 建築単価 別で定める 1 平方メートル当たりの単価</p> <p>※2 本工事費附帯工事費及び耐震診断費等</p> <p>※3 Is 値等の「構造耐震指標」については、耐震診断第 2 次診断で得られたものとする。</p>	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課
	社会体育施設の建築非構造部材の耐震対策等を行う事業	市町村	社会体育施設の建築非構造部材の耐震対策等を行う事業	○国直 補助対象事業費の1/3	学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%			<p><交付要件></p> <p>1 構造体の耐震性を備えた公立社会体育施設のうち、非構造材の耐震対策がなされていない施設について、非構造部材の耐震対策等を行う事業</p> <p>2 対象となる工事</p> <p>(1) 外壁及び仕上材の剥落・落下防止</p> <p>(2) 建具及びガラスの破損・落下防止</p> <p>(3) 間仕切り及び内装材等の剥落・落下防止</p> <p>(4) 天井材及び天井器具の落下防止</p> <p>(5) 屋根材の落下防止 等</p> <p><補助対象事業費></p> <p>補助対象事業費=対象内実工事費</p> <p>補助対象事業費の上限は 1 施設あたり 1 億円とする。</p> <p>※ 構造体の耐震化及びその関連工事として建築非構造部材の耐震対策工事を一体で行う場合は、社会体育施設耐震化事業（構造体の耐震化）により申請を行うこと。</p> <p>※ 過去に社会体育施設耐震化事業（構造体の耐震化）の採択を受けている場合は、その補助対象事業費と併せて 2 億円が上限となる。</p>	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課
	社会体育施設の内部環境改善に向けた質的整備に係る事業	市町村	社会体育施設の内部環境改善に向けた質的整備に係る事業	○国直 補助対象事業費の1/3	学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%			<p><交付要件></p> <p>1 原則として、備品に該当しない改修工事・既存設備の撤去又はその関連工事は全て対象とする。</p> <p>2 一部分を改修する等の維持修繕とみなされるものは対象外とする。</p> <p>3 対象となる工事</p> <p>(1) 建物の断熱材・気密性を向上するための改修工事</p> <p>(2) 高効率型照明器具、点滅・調光装置を整備する工事</p> <p>(3) 省エネルギー型空調（冷暖房設備）、全熱交換器等を整備する工事</p> <p>(4) ネットワーク環境を整備する工事</p> <p><補助対象事業費></p> <p>(1) 及び(2) 補助対象事業費=対象内実工事費 (3)</p> <p>補助対象事業費=床面積※1 × 建築単価※2</p> <p>ただし、対象内実工事費※3 <(床面積 × 建築単価)> の場合は、補助対象事業費=対象内実工事費</p> <p>※1 床面積 空調設置工事の対象となる室等の床面積</p> <p>※2 建築単価 別で定める 1 平方メートル当たりの単価</p> <p>※3 本工事費及び附帯工事費</p> <p>1 施設当たりの交付対象経費の上限額は 2 億円とする。下限額は 400 万円とする。</p> <p>1 施設で対象となる工事を行うにあたり、それぞれの事業が下限額を下回ったとしても、合算した工事費が 1,200 万円以上であれば申請できる。</p> <p>ただし、合算した場合であっても上限額は 2 億円とする。</p> <p>空調の設置・改修について、当該建物に断熱性があることを要件とする。</p>	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
スポーツ施設 (社会体育施設)	社会体育施設の質的整備事業(空調設備工事)(学校施設環境改善交付金)	市町村	社会体育施設の空調設備に係る事業	○国直 補助対象事業費の1/3 (新設の場合は1/2)		学校教育施設等整備事業<充当率>75%		<交付要件> スポーツを行うために必要な全ての室(体育室・武道室及びこれに附属する室等)を対象とし、その冷暖房設備の設置(工事を伴う新設・更新)に要する経費及びその関連工事 <補助対象事業費> 補助対象事業費=床面積※1×建築単価※2 ただし、対象内実工事費※3<(床面積×建築単価)の場合は、補助対象事業費=対象内実工事費 ※1 床面積 空調設置工事の対象となる室等の床面積 ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 本工事費及び附帯工事費 1 施設当たりの交付対象経費の上限額は2億円とする。下限額は400万円とし、施設単位ごとに上回っていれば、補助対象とする。 耐震化事業と同時併行で実施する場合においては、併せた工事費が下限額を上回る場合に対象とする。 当該建物に断熱性があることを要件とする。	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課